

いる。

同規則によると、①資産外物品は、たな卸資産から払い出された備品または消耗品、若しくは、②購入の際に直接、経費として処理された備品またはは消耗品 (第 78 条) と定義されている。

前述 (2) のとおり、たな卸資産は、受払の対象が直近で識別されていないため、①の要件により資産外物品として管理されるものは存在しておらず、②の「購入の際に直接、経費として処理された備品またはは消耗品」の要件を満たす物品等が局全体で把握されている。

具体的には、同規則第 78 条第 2 項に基づく資産外物品名鑑が平成 12 年 4 月 1 日に制定されており、耐用年数が 1 年以上で購入価格が税込 22,000 円以上 110,000 円未満の資産外備品と、資産外消耗品について、分類や取扱いを定めている。

上記のとおり、資産外物品は購入時に費用処理されるため、会計上の処理は定められていないが、その管理について、備品に分類されるものは資産外備品整理簿を作成して整理することとされている (第 79 条)。また、職員に使用させる際には、その供用状態を明らかにするため、資産外備品専用票または資産外備品共用票を作成することも規定されている (第 81 条、第 85 条)。

資産外備品の供用者は、毎事業年度 3 月末日現在において、資産外備品現在高調査を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出することとされている (第 85 条)。

イ 監査の結果

(ア) 資産外備品の現物の実在性について

前述のとおり、資産外物品は購入時に費用処理されているため、その取扱いが直接、財務諸表に影響する可能性は低いものの、備品として適切に管理がなされずに紛失や滅失が生じている場合、不要な支出がなされることとなる。そうした経済性の観点から、各市場に所在している資産外備品について、資産外備品整理簿に基づく管理体制についてヒアリングを実施した。

上記の手續の結果、決算期の会計事務取扱要領は、資産外備品について「供用者は①資産外備品整理簿、②資産外備品専用票及び共用票、③現物の 3 つを突合する」旨が定められているものの、定期的な実査が行われていない市場も存在する事実が確認された。

また、資産外備品整理簿より監査人が任意に抽出し、現物確認を実施した結果、以下の備品について、資産外備品整理簿に記載があるものの、実物の所在が確認できなかった。

No.	所管	資産外備品名称
1	淀橋	時計
2	足立	小型サンリソ発電機

さらに、資産外備品については、ラベルによる管理は統一的に実施されておらず、ラベルを貼付している場合でも、「資産外備品」との記載のみで、資産外備品整理簿との対応関係 (同一物認定) を即座に実施できない状況が識別された。

(意見 3-11) 資産外物品の現物実査について

東京都中央卸売市場財務規則において、資産外備品の現物実査を実施することは明文化されておらず、決算期の会計事務取扱要領には、「供用者は①資産外備品整理簿、②資産外備品専用票及び共用票、③現物の 3 つを突合すること」で資産外備品の状況を把握する旨が記載されているが、実際には、その運用は各課及び各場で統一的に行われてはいない。

また、財務規則に定める資産外備品現在高調査の作成はなされているものの、あくまで帳簿間の整合性の確認にとどまり、ラベル管理と現物確認による所在の把握が統一的になされていないため、実在する備品の状況に基づいた文書の作成とは評価できない。

資産外備品は、固定資産と比較して個々の金額的重要性には乏しいものの、日々の事務作業において継続的に利用されるものが多い。その管理が十分になされない場合、紛失や破損につながり、適切な管理が行われていれば避けられるはずの支出が追加的に生じる可能性がある。

したがって、資産外備品の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、無用な支出を抑制し、現在の経営資源を有効活用する上で必要である。また、その対象は、基本的に全ての資産外備品としなければ、上記の目的を十分に達成することはできない。

したがって、定期的な実査を行うことを検討されたい。

(指摘 3-8) 資産外備品の除却漏れについて

監査人による資産外備品の現物実査の結果、実在性が確認できないものがあった。決算期の会計事務取扱要領には、「所管に属する資産外備品の状況を把握し、不用品なものや、破損等で使用できなくなったものなどは、この決算期に整理すること」と定められている。

当該備品については、会計上は既に費用として処理されているため、除却損等

による財務諸表への影響はないものの、帳簿上に記載があるため、適時に再調査の判断を行うことができず、業務上必要となった際に利用できない可能性が生じている。

したがって、速やかに用途の廃止に係る手続により、資産外備品整理簿を是正されたい。

(意見3－12) 資産外備品のラベル管理について

資産外備品については、備品シールの貼付による管理が管理部財務課から指示されておらず、各市場において運用が異なっている事実が識別された。また、貼付している市場についても、「資産外備品」と記載されているのみであり、資産外備品整理簿におけるどの備品であるかという同一物認定が即座にできない状況が識別された。

資産外備品は、固定資産のように資産番号の付番はなされていないものの、ラベルが貼付されていない場合、現物と資産外備品整理簿との対応関係が識別できず、整理簿により出納を管理するという本来の目的の達成が困難となる。

また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の備品であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや、撤去してしまうことも想定される。

なお、机やいすのように複数個保有している資産外備品に「資産外備品」とのみ記載されたラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず画一的な管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。

したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産外備品について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。固定資産と異なり資産番号は付番されていないため、例えば、資産外備品整理簿に記載されている備品名を記載したラベルを貼付することが想定される。また、その際に、複数個保有する備品については、備品名に枝番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。

(意見3－13) 資産外物品名鑑の見直しについて

資産外物品名鑑は、平成12年4月1日に制定され、それ以降は改定されていないため、当初の制定から20年以上が経過した現在において、名鑑に記載のある分類や品名には過不足が見られる。この場合、実務において、資産外備品として整理簿に基づく管理を行う対象とすべきかの判断に困難が生じることが想定される。

したがって、現在の実態に即した分類及び品名が網羅されるように、資産外物品名鑑の改定を検討されたい。

(イ) 資産外備品の管理の適切性について

資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調査を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出することとされている。

しかし、ヒアリングの結果、各市場において資産外備品現在高調査を管理部長に提出するフローが、平成28年度を最後に運用されていないとの回答を得た。

(指摘3－9) 資産外備品現在高調査の提出について

東京都中央卸売市場財務規則第85条第2項は、「資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調査を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出する」と定めているが、各市場において資産外備品現在高調査を管理部長に提出するフローが、平成28年度を最後に運用されていない。

資産外備品は基本的に各市場での管理であるものの、その現在高が管理部長すなわち本庁に報告されなければ、局全体として資産外備品が過剰に保有されていないか、有効に活用されているかの評価を行うことができない。また、調査を正確に作成する動機付けが乏しくなり、単純に書類の形式を整えるのみで、現物との突合といった手続がおろそかになる可能性がある。

したがって、財務規則の定めどおり、資産外備品現在高調査を各市場より管理部長に報告する運用とされたい。

(4) 内部統制制度との関連

ア 概要

中央卸売市場は、都の知事部局の一つとして、地方自治法第150条に基づき、内部統制の取組を行っている。

内部統制は、都の財務に関する事務を適正に行うためにルールを決め、それに従って仕事を進め、点検や改善を行う取組である。地方公共団体の内部統制は、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によれば、全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制に大別される。

都は、「東京都内部統制基本方針」、「東京都内部統制推進要綱」に基づき、内部統制の整備・運用及び評価を実施している。中央卸売市場は、中央卸売市場会計について、業務レベルの内部統制に係る制度所管部門（所管課は管理部財務課）となっており、業務レベルの内部統制を整備・運用するとともに、整備・運用状況について自己評価を行う。

具体的には、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保するため、所管業務に係る制度や手続等を整備し、規程等で明文化し、運用する。整備・運用状況

まず、令和4年度業務レベルの内部統制評価シートにおいては、「物品」に関して、事務処理の誤りや設問（評価事項）について、以下のようにまとめられている。

[illegible]

ここで、1(1)イ(ア)にあるとおり、監査人による固定資産の現物確認の結果、取得価額 100 万円以上の下記の資産については現物の所在が確認できず、除却漏れ、すなわち固定資産台帳上は削除漏れに該当している。ただし、これらは令和 4 年度中における異動には該当しなかったため、同年度の自己評価において不備として識別されるものではないとのことであった。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
1	板橋	I54-1-2	冷蔵設備	2,939,383
2	食肉	Aa54-1-1	第2冷蔵庫冷凍機設備	29,140,955
3	豊洲	Aa55-15-2	入荷量表示装置（水産物部）	18,298,433
4	淀橋	G63-14-1	排水設備	2,278,900
5	淀橋	G65-4-3	冷暖房設備	3,764,537

（意見３－１４）内部統制の観点からの固定資産の管理について令和４年度の固定資産台帳に基づく監査人の現物確認の結果、重要物品について固定資産台帳の削除漏れが複数識別されている。当該削除漏れは、局の令和４年度内部統制評価制度における自己評価の手続上、内部統制上の不備に該当するものではないが、今後、同様の事例が生じることのないよう、本庁及び各市場が連携し、留意していく必要がある。

今回の監査により検出された固定資産台帳の削除漏れを踏まえ、このような事態を適時適切に予防・発見する観点から、重要物品の管理の改善を検討されたい。

（５）中央卸売市場の財産管理

ア 概要

ここまで、財産管理に係る監査手続の結果と、その分析を通じた指摘・意見を述べてきた。

本項では、これまでの記述を総括して、中央卸売市場の財産管理について評価を実施する。

イ 監査の結果

（ア）全体としての財産管理の評価について

前述のとおり、中央卸売市場の財産管理の全般にわたり、日常的な業務に関して、事務処理の誤りや非効率的な業務処理を識別しており、適正な業務執行に向けて解決していくべき課題が多いものと認識している。

特に、固定資産の登録事務（指摘３－２）や固定資産台帳の取扱い（意見３－８）に代表されるように、本庁の部課と各市場の役割分担において、本庁が各市場の実態を十分に把握しきれない、あるいは反対に、各市場が本庁に集約された情報にアクセスできない、という構造が見られる。これは、現物確認が統一的に行われていないこと（意見３－１、意見３－１１）と併せて、保有財産の実態について十分把握ができていないことを意味している。

（意見３－１５）財産管理の効率性・有効性の強化について
財産管理の全般にわたり、事務処理の誤りや非効率的な業務処理を多く識別している。本庁の部課と各市場の役割分担において、本庁が各市場の実態を十分に把握しきれない、あるいは反対に、各市場が本庁に集約された情報にアクセスできない、という構造的な問題も見られる。

保有財産が多く、各市場に分散しているからこそ、共通的な取扱いを周知徹底することが、今後の財産管理機能の維持・強化に資するものと考えられる。

市場全体の財産管理の効率や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた財産管理に係る研修の実施を検討されたい。

2 施設の使用に関する業務

(1) 施設の使用許可等

ア 概要

市場施設の使用許可は、東京都中央卸売市場条例及び同施行規則に定められている。卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対する使用許可の手続や要件を定めるとともに、使用の取消し、使用料及びその返還や保証金の取扱いが規定されている。

使用許可は、利用の募集から始まり、選考を通過した市場関係業者が市場施設使用許可申請書を提出し、都が知事名で市場施設使用許可書を発行することとなる。使用許可に係る施設の面積や使用者、使用料といった情報は、市場施設許可台帳に記録される。

また、市場条例及び同施行規則では、使用許可に関連して、建築・造作等の承認申請や施設の返還時の原状回復義務も規定している。

市場用地の貸付については、東京都中央卸売市場用地の貸付に関する規則が、貸付期間や貸付料、契約の解除等について定めている。

使用許可に伴い徴収する市場使用料は、市場条例別表の金額の範囲内において、規則でこれを定めている。また、食肉市場には、と場が併設され、と畜解体業務を行っており、東京都立芝浦屠場条例に基づくと畜使用料等を徴収している。

使用料は、基本的に施設の類型ごとに一定の金額が定められているが、卸売業者等に対する売場使用料に関しては、卸売金額又は販売金額に一定の率を乗じて算定する売上高割使用料と施設使用料とに分かれている（市場条例第49条「卸売業者売場使用料、仲卸業者売場使用料、関連事業者営業所使用料」）。売上高割使用料については、毎月、各事業者から取引量・金額の提出を受けて算定し、収入調定を実施している。

イ 取扱高及び売上高割使用料

令和4年度において、売上高割使用料の算出基礎となる卸売業者の取扱数量は、水産物では約32万2,19t、青果物では約181万5,926t、食肉では約8万1,524t、花きでは約13億6,851万本であった。

また、売上金額は、水産物では約4,503億6,728万円、青果物では約5,642億6,791万円、食肉では約1,395億4,892万円、花きでは約925億997万円であった。

一方、施設使用料徴収の対象となる市場施設の面積及び容積は69万4,590㎡、4万7,417㎡となっている。

この結果、令和4年度の使用料は以下のとおりとなっている。

売上高割使用料合計		3,117,378千円
水産物		1,080,013千円
青果物		1,521,860千円
食肉		274,887千円
花き		224,024千円
その他		16,591千円
施設使用料合計		8,150,949千円
売場		1,935,327千円
事務所及び売店		3,075,870千円
土地		190,606千円
車両置場		1,125,012千円
冷凍室・冷蔵庫		663,534千円
その他		1,160,598千円

イ 監査の結果

(ア) 売上高割使用料について

a 売上高割使用料の調定の適切性について

仲卸業者が仲卸業務を行う市場内において、当該市場の取扱物品に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合（いわゆる「直荷」）は、市場条例第36条及び同条例施行規則第25条の規定に基づき、毎月10日までに各市場に対して、その販売実績について報告を実施することになっている。そして、その報告に基づき一定料率を乗じた金額を算定し、売上高割使用料として納入通知し、徴収している（市場条例第49条及び同条例施行規則第31条）。

ここで、局が令和4年度に市場条例第61条に基づく検査を実施した結果を確認したところ、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した実績が過少に報告された事例があった。具体的な事案は以下のとおりである。

表D－2－1 直荷の過少報告金額

商号	検査日	検査対象期間	過少報告となった販売金額（税込）	左記に対応する売上高割使用料（税込）
A	R4.8.30	R3.3.1～R4.2.28	500,103,531円	1,273,410円
B	R4.11.29	R3.7.1～R4.6.30	273,957,037円	697,574円

都提出資料より監査人作成

なお、本件は、関連会社からの仕入れ等について、直荷の報告が過少となったものである。

（意見 3－16）売上高割使用料の過少報告への対応について
仲卸業者が仲卸業務を行う市場内において、当該市場の取扱物品に属する物品を、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合（いわゆる「直荷」）については、当該業者は、東京都中央卸売市場条例第 36 条及び同条例施行規則第 25 条の規定に基づき、毎月 10 日までに各市場に対して、その販売実績について報告し、都は売上高割使用料を徴収する。

都が、令和 4 年度に市場条例第 61 条に基づく検査を実施したところ、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した実績が過少に報告された事例が 2 件確認された。

本件過少報告の事実により、当該仲卸業者については、直近 1 年間のみならず、過去数年においても過少報告があった可能性が想定される。

しかし、都は、市場条例第 61 条に基づく検査の対象年月から外れているという理由で、過年度の過少報告の有無についての追加調査を実施していない。

過年度についても過少報告の有無に係る調査を実施し、過少報告が認められた場合は、売上高割使用料の追徴を行うことを検討されたい。

また、他の仲卸業者にも、同様の誤りが生じている可能性が考えられる。したがって、同じ市場に関連会社を有する仲卸業者に対しても同様の調査を実施するとともに、再発防止の観点から、本件過少報告の事例について、他の市場・業者等に周知することを検討されたい。

b 売上高割使用料の算定基礎の収集・集計について

1 m²当たりの金額が定まっている施設使用料に対して、売上高割使用料は卸売業者等の取引金額・数量の実績を用いて算定するため、当該実績を適時に収集し、かつ、正確に計算する必要がある。取引実績の転記誤り等が発生した場合は収入調定にも誤りが生じるため、各市場において、卸売業者等からどのような形式で取引実績を収集し、売上高割使用料を算定しているか、ヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、提出媒体は紙媒体となっており、市場職員による表計算ソフトへの手入力が生じている事実を識別した。

（意見 3－17）卸売業者等の取引金額・数量の収集について
売上高割使用料の算定に当たり、卸売業者等の取引金額・数量の実績を、毎月収集しているが、提出媒体は紙媒体となっており、市場職員による表計算ソフト

への手入力が生じている事実を識別した。
売上高割使用料は実績に応じた調定額となるため、実績の把握が効率的かつ正確に行われる必要があるが、紙媒体により提出を受けて職員が手入力を実施していることから、転記の手間が生じ、入力ミスも想定される。

卸売業者等が取引金額等を全て紙媒体で管理しているとは想定し難く、メール等で文書ファイルの提出を求めることは、紙媒体特有の事務負担を排除して、双方にメリットがあるものと思われる。

売上高割使用料算定に係る事務の効率性と正確性を担保し、ペーパーレス化を推進するために、卸売業者等からの取引金額・数量の実績の提出は、データ形式に統一するよう協力を求めていくことを検討されたい。

（イ）施設の使用許可について

a 使用許可に係る施設の利用範囲について

使用許可は、原則として事務所、店舗、倉庫といった施設の占有に関してなされるものであるが、市場には、通路や駐車スペースといった共用部分も多く存在する。

使用許可の範囲を超えて、市場関係者の所有物がそうした共用部分に配置された場合、荷捌きをはじめとした市場の業務に支障を来すことや、他の市場関係者の所有物との混同が生じることが想定される。

共用部分であるため、荷捌き等の業務において一時的に空箱等が置かれるなど、業務上やむを得ない場合も生じるとはいえ、長期間、共用部分に荷物が放置されるようなことは適切でない。

こうした観点から、各市場の使用許可に係る施設の状態の視察を通じて、荷物の保管をはじめとした利用が、適切な許可範囲内で実施されているか、確認を実施した。

上記の手続の結果、使用許可の範囲外である共用部分に市場関係者の所有物（空箱、荷棚、冷蔵庫、車両等）が放置されているものと判断される市場が、複数識別された。